

カルマ・チャクメーの極楽願文 『清浄大楽国土の誓願』の和訳と研究

——往生の第二因，七支供養より随喜・勧請・祈願の段——

中御門 敬 教

【抄録】

カギユ派，ニンマ派の学者・行者カルマ・チャクメー（ラーガアスヤ，1612-1678）著『大楽誓願』は，ツォンカバ（1357-1419）著『最上国開門』とともに，チベットで最も高名で普及した極楽願文であり，埋蔵経「虚空法（天空法）」に所属している。本稿においては藤仲孝司氏との協力のもと，この極楽願文の骨格をなす七支供養のうち四番目から六番目，自他の善行への随喜，仏への転法輪の勧請，仏への久住の祈願の段を，扱った。

キーワード：カルマ・チャクメー（ラーガアスヤ），極楽願文，七支供養，『清浄大楽国土誓願（大楽誓願）』

はじめに

昨年度から、チベットでツォンカパの『極楽願文・最上国開門』とともに最も広く普及した二大極楽願文の一つ、ニンマ派の学者・行者カルマ・チャクメー（1612-1678）の『清浄大楽国土の誓願』略称『大楽誓願』を、藤仲孝司氏と共同で和訳研究して発表している^{註1)}。これは埋蔵経「虚空法（天空法）」の中心となる典籍である。すでに述べたように『大楽誓願』は極楽往生の四因の説示^{註2)}から構成されるが、昨年度、第一の因、仏と極楽浄土の形相をたびたび作意することは発表した。今回は、第二の因、福德の資糧を積むことが七支供養として提示されているうち、四番目から七番目、自他の善行への随喜、仏への転法輪の勧請、仏への久住の祈願に該当し、本年度の藤仲氏の原稿に続く個所である。ただし今回は紙数の問題から、本年度の藤仲論文の「懺悔の支分」の残りの部分を含めて掲載している。和訳研究の方針、記述方法、参考文献については、昨年度の発表を参照していただきたい。

本文和訳

[2-2-3-1-2. 三律儀²⁶⁾ cf.『弁別釈』43b1

2-2-3-1-2-1. 別解脱戒²⁷⁾と反したことを懺悔する cf.『弁別釈』43b1]

四他勝罪（波羅夷²⁸⁾と十三僧殘²⁹⁾と捨墮³⁰⁾、向彼悔（提舍尼³¹⁾、悪作³²⁾の五篇（ひん）〔という〕別解脱の戒を破ったことを発露し、懺悔します。

[2-2-3-1-2-2. 菩薩の学処と反したことを懺悔する³³⁾ cf.『弁別釈』43b4]

四つの黒の法³⁴⁾、〔国王の〕五つ、〔大臣の〕五つ、〔初業者の〕八つの墮罪³⁵⁾、菩薩の学処を損なったことを、発露し、懺悔します。

[2-2-3-1-2-3. 真言の誓言（三昧耶）に違反したことを懺悔する³⁶⁾ cf.『弁別釈』44b2]

十四の根本墮罪、八支の粗罪³⁷⁾〔などの〕（祝 222）秘密真言の誓言（三昧耶）を（PS 10a）損なったことを発露し、懺悔します。

註1) 佛教学総合研究所編『浄土教典籍目録』（2011）には、チャクメーのこの願文を含めた十の典籍、この極楽願文に対する『弁別釈』やラクラ・ソナムチョードゥプ著『大楽国土誓願の註疏』、あるいは関連するミーギェルドルジェの四つの極楽願文などについても詳しく論及したので、参照されたい。

註2) これは註釈文献によると、1) 形相をたびたび作意すること、2) 福德の資糧を積むこと、3) 正覚へ発心すること、4) 善根を自他が極楽往生する因として廻向することであり、『無量寿経』に基づくとされるツォンカパの『最上国開門』と同じである。

38) 自性罪の罪過〔すなわち〕律儀を請うていなくて不善である〔悪〕業を（東洋 5 a）為したこと、非梵行（淫行）と飲酒³⁹⁾など（宗 651）〔それら〕罪惡を罪惡として知らなかったことを（Toh.6b）発露し、懺悔します。

40) 帰依、律儀、灌頂などを得たとしても、その律儀、誓言を護ることを知らないで、遮罪の墮に触れたことを発露し、（PS10b）懺悔します。

〔2-2-3-2. 能破の力⁴¹⁾ cf. 『弁別釈』 45a5〕

悔恨が無いなら、懺悔によって浄化されないので、以前に造った罪惡が腹で毒となったように、大きな羞恥、恐怖、悔恨でもって懺悔します。

〔2-2-3-3. 回復の力⁴²⁾ cf. 『弁別釈』 46a2〕

今後、〔動機の思惟も浮かばないように制する〕律儀心が無いなら、浄らかにならないので、今後は命に関わっても、不善業を今から〔菩提座に至るまで〕行わないと、心に誓いを保ちます。

〔2-2-3-3. 依処の力⁴³⁾ cf. 『弁別釈』 46a4〕

善逝無量光及びその弟子は、私の（PS11a）相続が完全に浄化されるように加持してください。⁴⁴⁾

〔2-2-4. 嫉妬の対治－随喜の支分⁴⁵⁾ cf. 『弁別釈』 46b3〕

他者が善をなすのを聞いたとき、彼への嫉妬〔である〕不善の心を捨てて、（東洋 5 b）心から喜ぶことにより随喜するなら、彼の功徳を（Toh.7a）等しく得る、と説かれました⁴⁶⁾。（宗 652）ゆえに、⁴⁷⁾聖者たちと異生〔すなわち凡夫〕が成就したすべての善に随喜します。〔特に、諸仏菩薩が利他のために〕無上の最高の正覚へ発心した後、広大な衆生利益を（PS 11 b）なされたこと⁴⁸⁾に随喜します。

49) 十不善を捨てた十善－〔すなわち、身の門から、殺生を捨てて〕他者の命を救護すること、〔偷盗しないで〕施しを（祝 223）与えること〔との三つ〕と、〔語の門から、欲邪行を捨てて〕律儀を護るし、〔妄語を捨てて〕真実を語ることと、〔離間語（両舌）を捨てて〕恨みを調停することと、〔粗悪語（悪口）を捨てて〕静かで穏やかに正直に語ること、〔綺語を捨てて〕義利を具えた話を語る〔こととの四つ〕、〔意の門から、貪心を捨てて〕小欲である、〔害心を捨てて〕慈と悲を修習するし、〔邪見を捨てて善〕法を行ずること〔との三つ〕－それらすべての善に、随喜します。

〔2-2-5. 愚癡の対治⁵⁰⁾－転法輪を勧請する支分 cf. 『弁別釈』 48b1〕

十方の広大なすべての世間において正等覚して（PS12a）から長らく経っていないで（Toh.7b）彼ら〔諸仏〕に、広大な法輪を速やかに転じるよう、私は勧請します。神通のお心（東洋 6a）により、その義（ことがら）をお知りくださるよう祈願します。

(宗 653)

[2-2-6. 邪見の対治⁵¹⁾ - 涅槃なさないよう祈願する支分 cf. 『弁別釈』 49a3]

仏、菩薩、教えを受持する善知識⁵²⁾ [といた] 般涅槃しようとする、その全ての者に対して、涅槃しないで [この世に] 住してくださるよう祈願します。

註 (本紀要内の藤仲論文に接続)

26) 『弁別釈』 (43a6ff.) に次のようにいう -

「この頃、秘密真言の灌頂を得ていない (43b) 者は無いが、それを得た以降は三つの律儀を具えたものとして護ることが必要です。」

在家の行者であっても、優婆塞、優婆夷として戒を護るし、密教においては菩薩戒、三昧耶戒は必ず実践されるべきものである。なおチベットでは、サキャ・パンディタ (Sa skya pa Paṅḍita Kun dga' rgyal mtshan, 1182-1251) 著『三律儀の分別論 *sDom pa gsum gyi rab tu dbye ba*』のように、仏教者の実践全体を三律儀の実践とする考え方があ

27) 以下の五部類は、出家者が護るべき別解脱戒における五篇 (ひん) の墮罪である。『平川彰著作集第 14 巻 二百五十戒の研究 I』(1993) p.115ff.; 『弁別釈』 (43b1ff.) には次のようにいう -

「そのうち、第一に別解脱と違反したことを懺悔することについては、殺し・盗み・妄語・非梵行 [という合計] 四の他勝罪 (根本重罪) と、十三の僧残と、三十の捨墮と、九十の単墮と、四の向彼悔 (堤舍尼)、百十二の悪作 - [これら] 五篇の墮罪のうちどれでも生起したことにより外の別解脱戒を破ることを、発露し、懺悔します。」

凡夫の僧伽は最低四人以上の清浄な比丘の集まりとして成立するが、そこでいう清浄な比丘とは、別解脱戒の四波羅夷、あるいは十三僧残をも含めたものを護って罪を避ける者のことである。他勝罪・僧残の粗罪を軽視して、懺悔・制止をしなかった者は、八大地獄の一つ、叫喚大地獄に生まれるとされている。なお大乘の菩薩に関しては有情利益という動機があるなら、それらも許されて無量の功德を生むとされている。

ラクラ・ソナムチュードツ著『大楽国土誓願の註疏』 p.210 には、学処は出家者には広説されるが、在家者にはされないこと、出家者は必ず学処を教えてから律儀を受けるべきこと、護らない者は今生でも寺院において僧伽に加われないなら、極楽往生はもちろんであることを、説いている - 出家者にはより厳しいものが求められるということであろう。まとめとして「戒を護ったことの利徳と損なったことの過患を思惟して、回復と順守に努めることが必要です。」という。

なお、「別解脱」の語義について本来の意味は不明確とされながら、善法の初門であり、諸煩惱から別々に解脱せしめるものであるという点と、それら条文を集めた文献である点が、言われている。前者に関して日本の研究者の間では、「個々人が解脱する」のか「個々の煩惱から解脱する」のか区別されていないようであるが、チベットでは根本説一切有部の律において「個々人が解脱する」とされている。cf. mTsho sna ba Shes rab bzang po 著『律経本頌の釈論・日光、善説教理の海』 'Dul ba mdo rtsa ba'i rnam par bshad pa Nyi ma'i 'od zer legs bshad lung rigs gi rgya mtsho. Toh.6850 (A) (略称 mTsho tiika) Ka 12a2-6; 和訳『菩提道次第大論の研究』 p.322; 『平川彰著作集第 14 巻 二百五十戒の研究 I』(1993) pp.5-7

28) 別解脱戒の五篇の墮罪の第一「他勝処法」(Skt.pārājayika-sthānīyā dharmāḥ) は、音写して

- 波羅夷、意識して根本重罪、他勝罪などともいう。これは「不可悔罪」といって懺悔を許されない罪であり、そのため「不共住」ともされる。声聞の律儀戒では、出家者の比丘の規制に関して淫戒、盜戒、殺人戒、大妄語戒という最も重い四つがあり、そのどれかを犯すと教団から追放され、比丘としての生命を失う。比丘尼の場合はさらに四つを加えて八つがある。cf.『平川彰著作集第14巻 二百五十戒の研究Ⅰ』（1993）pp.117-118, 124ff.
- 29) 五篇の墮罪の第二 *saṃghāvaśeṣa*（僧伽婆尸沙）である。比丘が僧残を犯したなら、僧伽において裁判を受ける。それが確定すると、一週間の資格を停止され、謹慎と懺悔が課せられる。その懺悔は僧伽に対するものである。このように処罰も回復も僧伽の権限によるから、「僧残」と呼ぶ。cf.『平川彰著作集第14巻 二百五十戒の研究Ⅰ』（1993）p.118, 357ff.
- 30) 五篇の墮罪の第三 *pācittiya*（波逸提）である。これは「贖罪」という意味である。金銭など比丘の所有が許されないものはもちろん、三衣、鉢、坐具なども必要以上に持ってはならない。その場合、その品物を捨て、僧伽にではなく清浄な二、三人の比丘や一人の比丘の前で懺悔することを通じて回復すべきものであり、三衣、鉢、坐具などは本人に返還される。cf.『平川彰著作集第14巻 二百五十戒の研究Ⅰ』（1993）p.118, 『同第15巻 二百五十戒の研究Ⅱ』（1993）p.47ff.
- 31) 五篇の墮罪の第四 *pratideśaniya*（波羅堤捨尼）であり、意識して「悔過法」である。これには前者より軽くて、すべて食事に関することである。一人の比丘に対して懺悔すべきことであり、「対首懺」と訳さる。出家者の身から出たものと在家者の身から出たものと二種類がある。出家者の比丘に関して提捨尼には四つがある。1) 比丘尼自身の生活のための施された食べ物や資具を比丘尼から比丘が受け取って受用すること、2) 施主の住居において他の比丘尼に個人的に特別に食べ物を給させて、受けとること、3) 在家者の所学の律儀を施した施主のなかから、食を受けて受用すること、4) 怖れのある場所において盜賊などの有無を調べないで食を受用することである。cf.『平川彰著作集第14巻 二百五十戒の研究Ⅰ』（1993）p.118, 『同第15巻 二百五十戒の研究Ⅳ』（1995）p.383ff.
- 32) 五篇の墮罪の第五 *duṣkṛta*（突吉羅）である。微細な過失を本質とするので、心で「悪いことをした」と後悔すべきである。それにより浄められる。『別解脱』において百十二条が挙げられる。cf.『平川彰著作集第14巻 二百五十戒の研究Ⅰ』（1993）p.118, 『同第15巻 二百五十戒の研究Ⅳ』（1995）p.479ff.
- 33) 『弁別釈』（43b4）には、次註に述べるように、『集学論』に『迦葉品』を引用して説かれた黒の四法、白の四法を説いている。-
- 「第二：菩薩の学に違反したことを懺悔することは、1) 供養されるべき者を欺く、2) 悔恨無き者に悔恨を生じさせる、3) 勝れた者を誹謗する、4) 世の衆生に詭誑（ごまかし）を行ずる〔という〕四つの黒の法^{*1)}であるので、全く捨てた、と云って、四つの黒の法を行じた（44a）なら、世々の生すべてにおいて菩提心を忘れることになる。それもまた、「上師、親教師・軌範師^{*2)}などに対して妄語して迷惑をかけることと、善を為す者に悔恨を生じさせることは、あなたの真言唱誦により浄められない。これについては利徳が無い」と言う。勝れた人（上人）たちを詐欺することと、有情を種々の詭の手段を為すことと、有情を種々の詭の手段を為すことを恥ずる者は、見られない。概して商売これは悪い^{*3)}。最初、聞思の学への希求を忘れる。中間に学〔処〕を破る。最後に在家に落ちることになる。そのような四つの黒の法を捨ててから、逆の分〔である〕四つの白の法^{*4)}を学ぶ。

さらに※5)、菩薩〔である〕国王に生じやすい根本墮罪の五つ、(44b) 大臣に五つ、ふつうの者に生ずるものの八つのうち、どれかが生じたことにより、中間※6)〔である〕菩薩の学が損なわれたことを、発露し、懺悔します。』

※1) 下の訳註 34) を参照。

※2) mkhan slob という言葉は「師弟」をも意味するが、黒の法第三より「親教師・軌範師」となるであろう。

※3) 出家修行者に関する発言である。唯識瑜伽行学派の典籍においても、ヨーガ行者にとって商売などは良くないこと、過度の交際、医療や占星術を避けるべきことが言われている。cf. ツルティムケサン・小谷信千代『仏教瑜伽行思想の研究』(1991)p.150

※4) 下の訳註 34) を参照。

※5) 以下は『集学論』に『虚空蔵経』を引用して説かれたものであり、アサンガ流の菩薩戒とともに大いに流行した。ガムボバの『解脱莊嚴』第13章「戒波羅蜜」にも出てくる。cf. 拙訳『解脱の宝飾』 pp.202-203; その内容は次の訳註 35) を参照。

※6) 上に別解脱戒を「外」といい、下に秘密真言の三昧耶戒を言うのとのあいだ、中間、という意味であろう。三昧耶戒は出家、在家として別解脱の七種類のどれかを行うこと、菩薩戒を護ることが前提となる。また、祖師である行者ミラレパが山で修行したのとは異なってガムボバ以降、寺院で出家者を中心としたカギュ派の伝統では外面的には声聞の別解脱戒を行い、内面的に秘密真言を行うべきことも説かれている。cf. 拙訳『解脱の宝飾』 p.31

ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』 pp.212-213 には最後に、『入菩薩行論』を引用しながら、「発心の律儀を護ったなら、仏を得ること」、「護らなかったなら、悪趣に行くことを思惟して、守護・懺悔に勤めることが必要です。」と結んでいる。

34) 四つの黒の法を捨てて四つの白の法を学ぶことは、誓願と発趣の二種類の発菩提心のうち、誓願の菩提心を忘れてしまうことの因として、有情を見捨てたことと、所対治の心を生じたこととともに挙げられる。これは元来『集学論』の菩薩戒として『宝積経』「迦葉所問品」を引用して説かれたものが、アティシャ著『菩提道灯論』に継承され、ガムボバやツォンカパの「道次第」文献においても教えられている。典拠を含めて、拙訳『悟りへの階梯』 pp.183-185; 拙訳『解脱の宝飾』 pp.185-186 を参照。cf. 高田仁覚「インド・チベットの真言密教における戒律」(佐々木教悟編『戒律思想の研究』1981) pp.228-229

四つの黒の法は、すなわち、1) 親教師と上師と供養されるべき者を欺いたことと、2) 他者が後悔する処でないことについて後悔を生じさせたことと、3) 発心した菩薩に対して瞋恚をもって悪評を述べたことと、4) 有情に対して諂・誑をもって行動すること、である。その対治として、四つの白の法に依るべきである。その四つはすなわち、1) 知りながら命のためにも偽りを語らないこと〔不妄語〕と、2) 一切有情を善に立たせるし、それもまた大乘の善に立たせることと、3) 発心した菩薩を讃えて、仏陀との想いを生じ、その功徳を十方に述べることと、4) 一切有情に対して諂・誑をもってではなく、勝れた思惟(増上意樂)をもって住することである。

35) ltung ba lnga lnga brgyad. 宗川宗満訳「五墮罪五百」のうち「百」は、brgyad (八) を brgya (百) と取り違えたものであろう。周知のことだから、『弁別釈』は省略したのであろうが、ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』 pp.211-212 にもまた『集学論』(cf. D dBu-ma No.3940 Khi 43a5-b4; Bendall ed. pp.66-67; 大正 32 No.1636 『大乘集菩薩学論』

p.89a：釈舎幸紀「ツォンカバ教学における戒律」（『戒律思想の研究』1981, pp.251-254）に従って、次のように列挙している－

〔1〕〔三〕宝の財を奪うこと、2) 法を捨てさせること、3) 沙弥・比丘を打つこと・〔袈裟を〕奪うこと、4) 五無間〔罪〕をなすこと、5) 邪見をなすこと、〔すなわち〕菩薩〔である〕国王に生じやすい根本墮罪五つ。そして、初めの四つの上に、軍隊などにより都市、地域、村を攻めること、国境を侵すこと、〔すなわち〕五つを一つに数えて定めたのが、菩薩〔である〕大臣に生じやすい根本墮罪五つ。そして、1) 知恵の未成熟な者に〔甚深な〕空性を説明して恐れさせること、2) 〔無上正等覚を目指す〕大乘の発心を退転させて劣乗に入れたこと、3) 別解脱の律儀を乞うのを退けて、大乘に入れたこと、4) 「この声聞の道により煩惱を捨てることはできない」といって自〔らも取らえるし、〕他に取らえさせたこと、5) 嫉妬の力により自己を賞讃し、他者を非難すること、6) 利養・恭敬を得るために自己は空性を証得したと述べること、7) 比丘を処罰させたし、〔他者に〕隠れて食べ物を取ることを、8) 静慮を修習する者の資財〔である〕利得を学徒に施し、修行を捨てる縁にしたこと、〔すなわち〕ふつうの菩薩に生じやすい根本墮罪八つを、上の十に加えた〔合計〕十八と、誓願・発趣の〔二種類の〕発心を棄てたこと二つを加えた、根本墮罪二十を護ること〔すなわち〕菩薩の学処それらどれかより退失したことを、発露し、懺悔します、という。〕

36) 『弁別釈』(44b2ff.) に次のようにいう－

「第三：真言の誓言（三昧耶）※が損なわれたことのうち、上師を非難することなど根本墮罪（根本罪過）の十四と、灌頂により成熟させられていない明妃に親近することなど、支分の粗墮罪（普通罪過）の八つに違反したこと、秘密真言の誓言を損なったことを、発露し、懺悔します。」

※）高田仁覚「インド・チベットの真言密教における戒律」（佐々木教信編『戒律思想の研究』1981）p.217ff.；なお、タントラ仏教の隆盛時代（9-11世紀）には密教行者たちにより罪過（āpatti）に関する著作が幾つも著されたが、十四の根本罪過（mūlāpatti）と八の根本罪過（sthūlāpatti）の数と内容についてはほぼ一致しているとされている。詳しくは頼富本宏『密教仏の研究』p.445ff.を参照。

ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』pp.213-214は、以下のように内容を挙げています。頼富『密教仏の研究』p.451ff.でのアシユヴァゴーシャ著の和訳研究を典拠として参照しつつ翻訳しておく－

「秘密真言の誓言（三昧耶）は、無上〔ヨーガ〕タントラすべての共通の根本墮罪十四は、1) 上師・金剛軌範師を非難すること、2) 仏陀のお言葉に違反すること、3) 〔瞋恚により〕金剛兄弟を傷つけること、4) 〔有情への〕慈心を棄てること、5) 故意に精液を出したこと※¹⁾、6) 〔自派と〕他者の学説を非難すること、7) 福分なき〔未成熟の〕者にも秘密を宣説したこと、8) 〔五仏の自性である〕五蘊を苦と見ること、9) 自性により清浄である法に疑いを持つこと、10) 十悪の怨敵※²⁾を度脱できるのに度脱しないこと、11) 〔常断などの〕戲論を離れた法性について論理学の知により〔実体的な〕相として観察すること、12) 器のある〔浄信する〕学徒を軽視すること、13) 時期が来ても三昧耶の品※³⁾に依らないこと、14) 智恵（般若）の自性〔である〕女を棄てること、〔すなわち合計〕十四。

そして、※⁴⁾1) ふさわしくない明妃に親近したこと、2) 衆輪（ガナ・チャクラ）時に諍いをする事、3) タントラと一致しない明妃より自力で〔五〕甘露を受けること、4) 器を持った者に秘密真言を説かないこと、5) 信仰により法を問う者に他の法を説くこと、6) 真言

を信じない者〔すなわち声聞たち〕の中に七日間居ること、7) 証得の智慧が無いながら真言行者だと慢ずること、8) 器でない者に秘密真言の講説をすること、〔すなわち〕八支の粗罪^{※5)}などの、秘密真言〔すなわち〕金剛乗の三昧耶のうちどれかを損なったことを、発露し、懺悔します、といて懺悔していないなら、大金剛地獄の中に転落することになるし、懺悔・〔律儀による〕制止をしたなら、速やかに仏を得ることになる。(以下、省略)】

※1) 典拠となる文献では、正法の根本である菩提心を棄てることである。

※2) 典拠となる文献では、悪行の者に対して常に慈を持つことである。また、ここでの怨敵は密教における所説であり、その悪行は、1) 教えを滅ぼすこと、2) 三宝を非難すること、3) 僧伽の財を奪うこと、4) 大乘を批判すること、5) 上師の身に侵害すること、6) 金剛兄弟を論難すること、7) 修行を妨害すること、8) 慈悲が全く無いこと、9) 三昧耶戒を欠如していること、10) 業果についての邪見、である。cf. 『藏漢大辞典』 p.2389

※3) dam rdzas. 具体的には「法具」を意味するようである。典拠となる文献では、三昧耶の獲得したもの、となっている。

※4) 頼富本宏『密教仏の研究』(1990) p.456には、アシュヴァゴーシャの著作が次のように翻訳されており、少し文言が異なっている。すなわち－

「瑜伽の禁戒に説かれる普通罪過を説こう。それらを避けることによって、瑜伽行者は(大)印の完成(悉地)を得るのである。(すなわち、) 1) 無理強いして瑜伽女と交歓する者、2) 会座において論諍をなす者、3) 三昧耶を忌避する者、4) 信心深き人々に(正しくなく)別な風に法を説く者、5) (タントラなどに)説かれていない仕方に依って、五甘露を享受する者、6) 声聞達の間に七日間住する者、7) (まだ)瑜伽を体得していないにもかかわらず、瑜伽行者であると考える者、8) その器でない者、あるいは(世間的な)下智者(である外道)の教えを喜ぶ者に秘密の法を説く者、そういう人には、普通罪過がある。(以下、省略)】

※5) sbom po'i lung ba これは、秘密真言の三昧耶戒の根本に随順するので、その支分であり、律儀を放棄させる他勝罪(根本重罪)ではないが、悉地(成就)を速やかに得るのを妨げるから、過失が重いので、このように呼ばれる。cf. 『藏漢大辞典』p.2021

cf. 酒井真典「事師法に関する五十頌」(『酒井真典著作集 第四巻 後期密教研究』1988); 高田仁覚「インド・チベットの真言密教における戒律」(1981) pp.229-230

37) これらについては直前の註のラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』の記述を参照。

38) 『弁別釈』(44 b 4 ff.)には次のようにいう－

「自性の罪過を有することは、^{※1)}律儀を請うていなくて得ていないことによってまた、不善を為した事、〔すなわち〕^{※2)}非梵行(淫行)することと、飲酒することと、殺生、盗みなどは自性罪、すなわち口に述べるまでもないような罪悪です。〔それら〕罪悪を罪悪と知らないで為したことを、発露し、懺悔します。

或る者たちは、酒について「自性の罪過(45a)を持ったものではない」と言うが、上^{※3)}に説明したように善罪の差別は心の上から立てることが必要です。そして、ケードップ・カルマ・チャクメーは聖者観自在そのものなので、彼のお言葉に対して誰が加えるでしょうか。^{※4)}「自他が法を捨てる悪業を積んでいないなら善い」と仰っています。」

※1) ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.215には、「断除の在家者

は律儀を請うていなかったなら、遮罪は無いが、不善の業を為したのは無数のものがある。」という。

※2) 遮罪を除く自性罪については諸説がある。漢訳文献を含めてのことであるが、望月信亨編『仏教大辞典』p.2613には、「薩婆多毘婆沙第一、大般涅槃經第十一、正法念處經第五十九、大毘婆沙論第二百二十三、俱舍論第十四等には、殺盜淫妄の四波羅夷を以て性罪となし、成実論第九十善道品等には、殺盜淫妄及び惡口兩舌綺語貪瞋邪見の十惡を以て性罪となし、又大乘義章第十には十惡の中の前七、摩訶止觀第四上には、更に此の七に飲酒を加えて之を性罪となれり。（中略）又飲酒に関しては、諸論に皆多く遮罪となせるも、俱舍論第十四には或る持律者は之を性罪となすの説を出せり。』

※3) 『弁別釈』29b-30aの記述を参照。

※4) 出典未確認。彼を觀自在菩薩の化身だと見なす信仰の立場を示すとともに、これは『弁別釈』がカルマ・チャクメーの自著でないことを示すものである。

ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.215, 221はこの段を「自性罪の知らないものを懺悔する」、次の段を「知っている遮罪の墮を懺悔する」とする。

39) 飲酒については、『瑜伽師地論』[本地分] (D No.4035 Tshi 99a7-b 1; 大正 30 No.1579 p.320 b) に、五戒として優婆塞の四不善業道、第五を飲酒とする。チベットの酒「チャン」は薄いものであるが、寒冷地であるためか在家の密教行者もそれを用いており、言及すべきと見たのであろう。

40) 『弁別釈』には次のようにいう－

「帰依、発心などの律儀と外・内の真言の灌頂などを得たとしても、」
などといってほぼ同じ文章である。

41) 『弁別釈』(45a5ff.)には次のようにいう－

「第二：能破〔の現行〕の力は、それもまた、強力な悔恨が無いのなら、「懺悔する」ということ〔だけ〕では浄化されないから、前に造った罪惡・不善が腹でトリカブトの毒となったように、自己を顧みたと、「劣ったものに(45b)なる」と〔自己が〕思う慚と、〔他者である〕勝者(仏世尊)および仏子(菩薩)、および白(善)の分の護法神が愧じるのと、〔後に〕經驗することになる惡趣〔特に〕地獄の苦などを恐れ、恐怖するので、大きな悔恨を持つことにより、懺悔します。

一般的に罪過・墮罪は如理に懺悔したなら、最初、因〔である〕不善を為したことと經驗することになる果〔である〕苦との二つは、互いに符合する。〔すなわち〕たびたび思惟し激しい悔恨は、阿闍世王の後悔のようなものがが必要です。それもまた、本当に以降は命に関わっても為さない〔という〕堅固な〔律儀の〕防護心が、任運自然に生じたなら、悔恨の程度に至ったのです。そのとき、対治の現行の力は患部にお灸をすえたように、特別に(46a)およそ罪過を造ったことに気を付けて、善を修証することに勤めるし、〔律儀の〕防護心を堅固に持つことが必要である、と諸師は仰っています。」

※) アジャータシャトルに関して、東アジアでは『觀無量壽經』(大正 12 No.365)のいわゆる「王舎城の悲劇」が有名であるが、これはチベット大蔵經には存在しない。大きなものとしては、初期經典の記述を承けた『大般涅槃經』(大正 12 No.374)の「梵行品」、文殊菩薩の教えとして空思想との関係で發展させた『阿闍世王經』(大正 15 No.626)がある。

42) sor chud pa'i stobs (回復の力)：『集学論』やそこに引用された『説四法經』を承けたガン

ポバ著『解脱莊嚴』、ツォンカバ著『道次第論』の四力の第三は、nyes pa las zlog pa'i stobs (罪惡の遮止の力) となっている。この違いは、『説四法経』そのもの(北京版: 大谷 No.915, mDo, Zhu, デルゲ版: 東北 No.249, mDo-sde, Za.59a5-b7) と、『集学論』への『同経』の引用における訳語の違いを承けたものであり、チャクメーの『極楽願文』と『弁別釈』は『説四法経』そのものに拠っている。本年度の藤仲論文の註1を参照。『弁別釈』(46a2-4)には次のようにいう-

「第三: 回復の力は、以降、〔制止するという〕勝れた防護心が無いのなら、浄められないので、以降は命に関わっても不善の業を、現在時から為さないという自己の心に誓いを持つのです。」

- 43) 『弁別釈』(46a4-5)に次のようにいう-

「第四: 依処の力は、善逝無量光および仏子は、私の相続が〔例えば〕鏡の上の汚れや垢のように全く浄められるように加持してください、と信解・尊敬を持つのです。」

- 44) 『弁別釈』(46a5-b3)に次のようにいう-

「これの実践の仕方については、前の殊勝な資糧田それに親近してから、「かつて為したことを悔恨するし、以降は堅固な〔防止する〕防護心(46b)を為さってください※1)」と勧めながら、墮罪を懺悔するたびに、自らの本文の懺悔〔である〕貪欲、瞋恚、身の業は無始である、礼拝すること、そして百字〔真言〕※2)などを唱えながら礼拝します。數物に坐ってから、浄戒の陀羅尼※3), 『律』の律※4)を述べます。」

※1) 'dzod とあるが、mdzod (mdzad pa の命令形) と読んだ。

※2) 金剛薩埵のものがよく用いられる。cf. ソナム・ギャルツェン・ゴンタ『チベット密教の瞑想法』(1996) p.115ff.

※3) tshul khriims rnam dag gi gzungs. 未詳。ラクラ・ソナムチョードゥブ著『大楽国土誓願の註疏』(p.227)には、七回唱えるという。

※4) khriims kyi tshul khriims. 未詳。

ここでは無量光仏の名号が唱えられるが、懺悔の作法において仏名を唱えることはチベットでは在家信者の間で重要視されるし、葬儀において僧侶も懺悔文を唱えて死者の罪を浄化する。これは仏の名号を唱えることが罪惡の浄化に最も効果的だと考えられているためである。先に私たちは『ウパーリ所問経』所説の三十五仏悔過についてイエシエーギェルツェンがまとめた著作を翻訳研究したが、それなどはこの分野で最も代表的な行法である。cf. ツルティム・ケサン、小谷信千代「チベットの浄土教-民衆の信仰-」(1993) pp.220-221; 藤仲、中御門〔2011〕: ここでの「完全に浄化される」は、ゲルケンポの極楽願文では yongsu smin par (完全に成熟される) となっている。

- 45) 『弁別釈』(46b3ff.)に次のようにいう-

「第四※1): 嫉妬の対治〔である〕随喜の支分には、〔第一: 理由を述べることと、第二: 随喜そのものとの〕二つ〔。そ〕のうち、

第一: 〔随喜する〕理由を述べることは、

他者が〔例えば、法の〕聞思修の三つ、講説・論争・著作※2)の三つ、仏画・仏像を建立する、上を供養下下に布施する、罪惡を捨てて善を修証することなど善を為すのを見たり聞いたとき、それに対して嫉妬する、すなわち、私の善が圧倒されるだろうと思う、またはそうでなくても、喜ばない心を捨ててから、心底から私はいくらか※3)このような(47a)善の修証を思惟に喜ぶことにより随喜することを修習するなら、善のこれにより〔自己もまた〕

福德を等しく得ることを、世尊は説かれています※4)。それは命令※5)のようなものではなくて、自己の思惟の力でもって得るのであると、仰っています。

第二：随喜について、そのものは、

その理由ゆえに、聖者〔である菩薩〕地を得た者たちと〔得ていない〕異生（凡夫）が、有漏・無漏の何らかの善を修証することすべてについて、喜ぶことにより随喜します。最初、最上の無上の正覚に発心してから、直接的または間接的に世の衆生〔のため〕の広大な利益を為さったことに、随喜します。』

※1) *gzhi pa* とあるが、*bzhi pa* の誤字であろう。

※2) 学僧の仕事とされることである。

※3) *re dga'* とある。ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.228 も同様である。*re 'ga'* の別表記であろう。

※4) ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.229 には、次のようにいう—「かつてプラセナジツト王が〔釈迦牟尼〕仏および眷属に対して供養したとき、貧乏な女〔である〕*Grong nyug ma*（未詳）は喜びをもって随喜した。世尊は王に対して、「あなたの福德より勝れたものがあるなら、それに対して廻向するのか」と仰ったから、そのように廻向すると申し上げると、*Grong nyug ma* の名にちなんで、功德を廻向なさった。『宝徳藏般若経』〔第 26 章 v.1 cd〕に「三千〔大千世界〕のスメール山を秤において量ることにより量を執らえる〔ことができる〕としても、その随喜〔の福德〕はそうではない。」と説かれた。」

※5) *dgos pa*（必要、目的）とあるが、意味より、*sgo ba* と読んだ。

なお、〈行願讃〉の対応箇所は中御門〔2006〕pp.16-17, pp.53-55 である。

46) 直前の訳註を参照。

47) ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』pp.229-230 は、この個所に「有漏の善に随喜する」、次の「無上の最高の正覚へ発心してから」の個所に「大乘の善に随喜する」という項目を立てているが、これはさほど厳密ではない。「聖者たちと凡夫」という個所にも、「劣乗の声聞・独覚〔である〕聖者たち」と註釈しながら、「大乘の聖者の菩薩」にも言及しているからである。他方、『弁別釈』は「聖者、地を得た者たち」と述べて、そこにも大乘者を含めている。

また、『大楽国土誓願の註疏』p.230 は、「そのあり方は、『莊嚴経論』と契経のなかで菩薩の本生譚（ジャータカ）に出ているとおり。」という。さらに具体例を挙げてから、「無辺のものへの喜びを修習したなら、「仏の功德は不可思議、正法もまた不可思議、聖者の僧伽は不可思議、不可思議を信じたなら、異熟もまた不可思議」と説かれている」といって、いわゆる「三宝不可思議」の偈頌を示している。これは冒頭の「仏の功德」が「仏法」という形で『鼓音声陀羅尼経』に出てくる。かつて拙論には、三宝不可思議と経の不可思議を説く偈頌として『大乘涅槃経』を挙げたが、他にも『鼓音声陀羅尼経』と同じ文章が、*mChod rten bskor ba'i tshigs su bcad pa*（D No.321 Sa 201a5, P No.987 'Su 210a8-b1；大正 16 No.700, 唐実叉難陀訳『右繞仏塔功德経』p.802 b には D Sa 200b3 以降の部分が欠如）、*'Phags pa sNying rje chen po'i padma dkar po zhes bya ba theg pa chen po'i mdo*（D No.111 Cha 92a6；大正 12 No.380 高齊那連埤耶舍訳『大悲経』p.961c）にも出ている。これらはいずれも、仏の入滅後の拠り所としての三宝、経典とその所説、仏塔への浄信を説く経典類である。cf. 中御門敬教「〈阿弥陀鼓音声陀羅尼経〉の研究」（『浄土教典籍の研究』2006）p.33, 35

仏などの不可思議やそれに対する信ということについては、〈阿弥陀経〉では六方段の各末尾に諸仏の誠実なる言葉として、「汝ら衆生よ、まさにこの不可思議の功德を称讃する、一切諸仏に護念せらるる経を信ずべし」という。〈無量寿経〉では天に言及する箇所、業とその異熟（果報）は不可思議であり、仏の善と神力と加持は不可思議、無辺であり、有情の福德を為したり、善根を生ずる福德と智慧と神力と具足の不可思議なものたちが、その仏国土に生まれるとされ、それへの疑いを抑止している。cf.『浄全』23 pp.276-277

『弁別釈』（47a5ff.）には、次のようにいう－

「概して、衆生利益もまた自身の体温を必ずしも最高^{※1})にしないでいい。わいわい騒ぎ立てる必要はない。益する心、善き思惟が生じたのもまた衆生利益です。同じく、他者にやさしい言葉を語っても^{※2})、一人の（47b）わずかな知を法に向かわせる方便を差しのべても、自己の清浄な善行を〔修行の一座である〕一更為してから清浄な^{※3})廻向の捺印をしたなら、衆生利益です。」

※1) chog とあるが、文脈から mchog と読んだ。

※2) tshig 'jam po zhig smras とある。利他の行動である四摂事のうちの第三、愛語 snyan par smra ba と類似している。ただし『瑜伽師地論』などでは、愛語は教化対象者に波羅蜜を教えることとされている。

※3) bsngo ba mams dag とあるが、文意を考えて bsngo ba rnam dag と読んだ。

- 48) 『大楽国土誓願の註疏』p.230 にはより詳しく次のようにいう－

「無上の正覚へ発心する〔すなわち〕清浄なる増上意樂（深心）をもって無数の多くの劫に行〔である〕六波羅蜜により有情を成熟し、〔誓願の〕円満・〔教化対象の有情の〕成熟・〔国土の〕治浄^{※1})の三つを究竟させることと、現等覚してから十二の行い^{※2})などによりコーティ・ナユタの諸国土において広大な衆生利益を途絶えずなされた」

※1) チベットの顕教の五大学科の第一、般若学では、『現觀莊嚴論』の冒頭に出る「誓願を完成しないで、有情たちを成熟しないで、仏国土を浄化しないで、真實を現証しない」という大乘の仏道を概括した一文にちなみ、法蔵菩薩、無量光仏を具体例として、「完成、成熟、浄化を行った度量」が議論される。これは、それらを行わないで実際すなわち滅諦を直に現証してしまう小乗の阿羅漢と比べて、大乘の発心から修行、成仏までの特徴を示すものである。cf. 兵藤一夫『般若経釈 現觀莊嚴論の研究』（2000）pp.237-238；佛教学総合研究所編『浄土教典籍目録』（2011）pp.75-76

※2) 仏陀の生涯の行いに関して変化身についてシナや日本ではいわゆる「八相成道」がいわれるが、チベットでは *Lalitavistara* (D No.95 rGya cher rol pa；大正 No.159 『方廣大莊嚴經』, No.160 『仏説普曜經』) や『宝性論』(D No.4024 Phi 64b3-5；中村瑞隆『究竟一乘宝性論研究』pp.169-170；高崎直道『宝性論』pp.156-157) の記述により十二相とする。cf. 川崎信定「チベット仏教における成仏の理解－仏伝十二相をめぐって－」(『仏の研究』1977) pp.24-25

- 49) 『弁別釈』（47b2ff.）に次のようにいう－

「一般的に十不善を捨てるのが十善ですが、殊勝なる十善に関しては^{※1})、殺生などを止めてから、殺されるのが決まった他者の命を救護するなら、益は自己に対して為したのです。^{※2})〔諸行無常であるこの輪廻において〕相手が死なない方便がどこに有るでしょうか。自己が天国に生まれて、世々すべてが長寿、無病であることなどは、前〔の業〕の果により変動する。他〔世〕において必要物の困窮が無いことについては施しを与えること、〔淫行

だけでなく〕貪心でもって見て触れることさえをも捨てること、清浄な律儀を護るし、遊びのためにも妄語せずに真実を語るのを学ぶこと、食を欲する〔仲立ち〕などではなくて怨みを和合させること（48a）、遊びの言語でなくて静かで穏やかに正直に語ることと、ギャルサー・トクメー〔・サンボ〕^{※3}が、「語ることが多い者は、不善を生じさせるし、それを生じさせなくても、無義に時を過ごすので、自利と利他に確定したこと以外、語ることを捨て去った精進が、友として大切です。」と仰ったように、義利を具えた正法と相手の憂いを醒ます話と、道に関する話を述べることと、「間接的に生ずるなら悉地、欲が大きなものは自ら欠けている」と言うとおりのので、小欲であり、生じたもので満足するのを学ぶことと、微細な害心も為すべきではなくて、慈と悲を修習し、因果を信認するのを通じて、善法を行ずること〔-以上〕のそれら善を、修証する者（48b）すべてに対して、随喜します。」

※1) 十善業道とその区別や典拠などについては、藤仲論文の訳註3を参照。十善業は、自己の後生を願って行うなら、人天乗、自己の解脱を願って行うなら、声聞乗と独覚乗、利他を願って行うなら、大乘になるとされるように仏道全般の内容とされるが、「殊勝なる十善」というのは大乘の仏道に該当するであろう。cf. 瓜生津隆真「龍樹における菩薩思想と戒」（佐々木教悟編『戒律思想の研究』1981）；拙著『菩提道次第大論の研究』p.213, 365-366

※2) 六波羅蜜各々も対象に直接的に関係するのなら、事実上完成することはできなくなる。よって、根本である自己の心においてその所対治分を破るべきであるという内容は、『入菩薩行論』V9-17に説かれている。

※3) rGyal sras Thogs med bzang po (1295-1369)。サキヤ派出身の学僧であるが、カダム派の立場から菩薩行や修心の教えを宣揚して広く尊敬を集めた。cf. ツルティム・ケサン、藤仲「ギャルサー・トクメーサンボによる菩薩行の教え」（成田山新勝寺『法談』51, 2006）；典拠としては、『集学論』（D No.3940 Khi 64a6）に引用された『勸発増上意樂經 *Ādhyaśayasāñcodana sūtra*』（D dKon-brtsegs No.69 Ca 145b1-2；大正11 No.310(25)『大宝積経発勝志楽会』p.525b）の所説が有名である。cf. 拙著『解脱の宝飾』p.205 note 30

50) 『弁別釈』（48b1ff.）に次のようにいう－

「第五：愚癡の対治^{※1}）－転法輪を勧請することは、

かつて正等覚者に対して梵天と帝釈天が輪と右旋螺貝を捧げてお願いした^{※2}）ように、十方の広大な世界すべてに居られる^{※3}）正等覚者が正等覚〔すなわち成仏〕してから長らく経ってなくて御事業が少ないさまで法を説かれずに居られるのと、菩薩の善知識たちのもとに、自己の身体を無数に化作して^{※4}）、手には、千の輻を持った金の輪、右旋螺貝など多くの供物を持って、彼ら〔仏菩薩〕に対して、正法の輪〔すなわち〕广大で断絶しないものを速やかに転ずるよう、私は（49a）勧請するのを、神通の御心でもってその義（ことがら）を知ってくださるよう、すべての祈願でもって、承認してくださるよう思惟します。

※5) 直接的には上師、善知識に対して法を説かれることをお願いします。上のように知によって知られなかったなら、これからお願いし、承認してくださると思惟することで充分です。それでもって法を捨てる〔業〕障を浄めまし、〔仏が出現なさらず、三宝の光明を欠如した〕黒暗劫には生まれぬことを説かれています^{※6}）。

※1) ラクラ・ソナムチュードツ著『大楽国土誓願の註疏』p.241には、「法を捨てることの対治〔である〕法輪をお願いする支分」とされている。

※2) 甚深な法は世の人に理解されないとの思いから説法を躊躇した釈尊に対して、世間の衰滅を危惧した梵天（ブラフマー神）が出現して勧請した、という逸話について、出典の研究は、阪本（後藤）純子『梵天勧請』の原型』（『印度学仏教学研究』41-1, 1992）を参照。辛嶋静志「初期仏典に現われたる帝釈」（『印度学仏教学研究』32-2, 1984）によると、初期経典には帝釈天が世間を観察した上で、貪欲な者を懲らしめる、吝嗇な者に教誡する、無欲・無所有の者に恩恵を授ける、危機に陥った者を救済するといったあり方は示されているが、仏陀に説法を勧請するといった言及はない。他方、阪本論文によると、マハーヴァストゥやラリタヴィスタラには梵天と帝釈天が多くての神々とともに出現して説法を勧請する。チベットの僧侶はラリタヴィスタラの仏伝に親しんでいるので、そこから受容されたのであろう。cf. 中御門敬教「阿弥陀仏信仰の展開を支えた仏典の研究（1）」pp.58-59

※3) gzhugs pa'i とあるが、意味から bzhugs pa'i と読む。

※4) 「普賢行願讃」の v.10 の転法輪の勧請の箇所を参照。vs.2-3 には、無数の身体により無数の仏菩薩を供養することが説かれており、それは信解によりなされるとされている。cf. 中御門敬教同上 pp.17, 12-13

※5) 『大楽国土誓願の註疏』p.241 には、以上を「心により思惟すること」、以下を「身・語により直接的に至るのなら」などという。

※6) dKon mchog rgyal mtshan 著 *Blo sbyong gsung bgros ma'i kha skyong*（『コンチョック・ゲルツェン著『修心の談話の補足』ACIP release IV S 406, 347 aff.）には、「一般的に仏が出現なさった劫について灯明の劫、仏が出現なさらなかった劫について暗黒の劫といううち、この頃のこの劫には千仏が出現なさったので、「灯明の賢劫」と言う。」といい、八難に関して仏の出現は稀であるという項目に結びつけ、教証とともに示されている。cf. D mDo-sde No.94 Ka；大正 14 No.425 『賢劫経』65a；「普賢行願讃」の転法輪を勧請する箇所の註釈には、無明の闇を除き、無上の智慧の光となるように勧請すべきことが述べられている。cf. 中御門敬教同上 p.18

なお〈行願讃〉の対応箇所は、中御門〔2006〕pp.17-18, 54-59 である。

51) 『弁別釈』（49a3ff.）に次のようにいう－

「第六：邪見の対治※1）－涅槃なさらないように祈願することは、

かつて正等覚者〔釈迦牟尼〕が涅槃なさることを欲されたとき、優婆塞〔である〕鍛冶師の子、チャンダが祈願したので、〔さらに〕寿命三ヶ月または三年の間、住された※2）ように、言語により※3）、上のように仏、菩薩、勝者の教えを受持する善知識たち〔すなわち〕（49b）身体そのものにより※4）衆生利益を完遂することと、常への執を持った者に〔自らの示寂により〕法を勧めることと、周囲が〔恩を仇で返す〕逆しまな行いを為したことにより厭って涅槃することをしたいと欲される者すべて彼らに対して、涅槃しないで多くの無数劫に、御足の蓮華が常に堅固に〔すなわち安泰に※5）〕不変※6）不滅の※7）座に居られるように、祈願します、と申し上げたことにより、ご承認を直接的にも上師、善知識たちをお願いする。それでもって、殺生の異熟は浄められて、長寿になる。」

※1) 邪見としては常見、断見をいうのであろうか。『俱舍論』V「随眠品」7に五つの見を挙げており、それらは、我と我所、常・断、無、劣ったものについて勝れたもの、非因・非道についてそれらと見ることである。cf. 小谷信千代、本庄良文『俱舍論の原典研究』2007, pp.34-36

- ※2) 初期經典には、釈迦牟尼は望むなら、長く世にとどまることができたが、侍者アーナンダが祈願しなかったので、長くとどまられないことになったという話、あるいは、鍛冶師の子チュンダが釈尊に最後の食事を差し上げて、その後、釈尊に激痛と下血が起こったので、チュンダは後悔したが、釈尊が逆にチュンダの供養を褒めて励ましたという話が出ている。cf. 中村元『ブツダ最後の旅』（1980）pp.66-93, 108-110, 123-124；『大楽国土誓願の註疏』p.242には「三ヶ月」とのみ言う。
- ※3) 文字が不鮮明であり、ngag gis と読んだが、rang gis（自己が）かもしれない。
- ※4) sku dngos kyi と属格であるが、意味を考えて具格で読んだ。
- ※5) zhabs pad rtag brtan とある。zhabs brtan で「安泰」ないしそれを祈る仏事をも意味する。
- ※6) g-yu drung とある。意味を考えて g-yung drung と読んだ。文字通りには「卍」のことである。
- ※7) mi shigs pa とある。意味を考えて mi bshig pa と読んだ。

ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』pp.242-243には、涅槃なさろうとする理由などについて次のようにいう－

「教化対象者が尽きたなら、水の器が無くて月影が現れないように、仏の色身も法界に没する。そして、諸仏と勝れた諸菩薩が長らく住されたなら、有情たちは彼らが常に住されるという想いにより法の修証に懈怠を生ずるから、彼らに厭離を生ずるために亡くなるさまを示される。そして、濁世の凶暴な有情たちが邪な行動をしたなら、ひとまず教化する方便は出てこないで、心厭うふりをなさって、涅槃することもある。〔菩薩〕地を得た以上の勝れた者は望まれるなら、どれほどでも住することができるので、諸仏の寿命について長短の邪見は適切でない。自己の善根を成就した者〔である〕勝れた上人たちの安泰として廻向しても同じであるし、自己の寿命が短いことの障礙を浄めるなど、利徳が大きい。」

なお〈行願讃〉の対応箇所は、中御門〔2006〕pp.18-19, 59-60である。

- 52) 『弁別釈』、『大楽国土誓願の註疏』p.242はともに、bstan pa 'dzin pa'i dge ba'i bshes gnyen と読んでいる。

（なかみかど けいきょう 嘱託研究員）

〈Summary〉

A Japanese Translation and Study of *rNam dag bde chen zhing gi smon lam* (bDe chen smon lam) by Karma Chags med : the practices of rejoicing at good-deeds, supplicating Buddhas to teach dharmas, and praying Buddhas to remain in this world, the fourth to sixth parts of seven-fold offerings

NAKAMIKADO Keikyo

bDe-chen-sMon-lam (Prayer-for-the Sukhāvātī) by Karma Chags-med (Skt. Rāgāśya.1612-1678), a scholar, master-practitioner of bKa'-rgyud-pa and rNying-ma-pa tradition, is the most famous and influential bDe-smon (Prayer-for-the Sukhāvātī) in Tibet, as well as *Zhing mchog sgo 'byed* by Tsong-kha-pa (1357–1419), and belongs to a group of concealed scriptures *gNam chos*. In this paper, I have studied and translated the practices of rejoicing at good-deeds, supplicating Buddhas to teach dharmas, and praying Buddhas to remain in this world, the fourth to sixth parts of seven-fold offerings which constitute this prayer, in cooperation with Mr. Fujinaka.

Key words : Karma Chags med, bDe ba can gyi smon lam (bDe smon), gNam chos, *rNam dag bde chen zhing gi smon lam* (bDe chen smon lam), the seven-fold offerings